

令和 6 年 6 月 3 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

議 案 目 次

議案第 6 1 号	令和 6 年度唐津市一般会計補正予算	(別冊)
議案第 6 2 号	令和 6 年度唐津市一般会計補正予算	(別冊)
議案第 6 3 号	令和 6 年度唐津市介護保険特別会計補正予算	(別冊)
議案第 6 4 号	唐津市埋門ノ館条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第 6 5 号	唐津市旧大島邸条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第 6 6 号	唐津市税条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第 6 7 号	唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第 6 8 号	唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	1 0
議案第 6 9 号	消防ポンプ自動車購入契約締結について	1 2
議案第 7 0 号	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について	1 3
議案第 7 1 号	唐津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	1 5
議案第 7 2 号	唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	3 2
報告第 4 号	令和 5 年度唐津市一般会計継続費繰越計算書の報告について	3 4
報告第 5 号	令和 5 年度唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	3 6
報告第 6 号	令和 5 年度唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	4 3
報告第 7 号	令和 5 年度唐津市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	4 6
報告第 8 号	令和 5 年度唐津市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	4 8
報告第 9 号	令和 5 年度唐津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5 0
報告第 1 0 号	令和 5 年度唐津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5 2
報告第 1 1 号	令和 5 年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰	

	越計算書の報告について……………	56
報告第 12号	令和5年度唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越 計算書の報告について……………	58
報告第 13号	専決処分の報告について……………	60

議案第64号

唐津市埋門ノ館条例の一部を改正する条例制定について
唐津市埋門ノ館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市埋門ノ館の使用料の見直し等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市埋門ノ館条例の一部を改正する条例

唐津市埋門ノ館条例（平成17年条例第317号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第11条」を「前条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

区分	金額（1室につき1時間当たり）
茶室	460円
和室	460円
舞踊室	460円

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 3 午前9時以前又は午後5時以降の利用における使用料については、各区分に応じた使用料に100分の125を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 4 営利を目的として利用する場合及び入場料又はこれに類する料金等を徴収する場合は、10割相当額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に許可を受けた同日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 65 号

唐津市旧大島邸条例の一部を改正する条例制定について
唐津市旧大島邸条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市旧大島邸の設置目的の変更、入館料の廃止等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市旧大島邸条例の一部を改正する条例

唐津市旧大島邸条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「文化活動の推進、市民文化の発展向上及び文化に関する交流の促進並びに観光のまちづくり」を「文化活動及び文化に関する交流を推進し、もって市民文化の発展向上」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「入館料及び」を削り、同条第2項中「入館料及び」を削り、同項ただし書を削り、同条第3項及び第4項中「入館料及び」を削る。

第12条第2項中「第11条」を「前条」に改める。

第15条第4項中「入館料及び」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

区分		金額（1室につき1時間当たり）
主屋棟	15畳和室	710円
	10畳和室	500円
	8畳和室	400円
	6畳和室	300円
	厨房	150円
茶室棟	4畳半茶室	910円
	6畳茶室	610円
	3畳茶室	300円
	茶室厨房	150円
	茶庭	150円
芝生広場		150円

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むも

のとする。

- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 3 午前9時以前又は午後5時以降の利用における使用料については、各区分に応じた使用料に100分の125を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 4 営利を目的として利用する場合及び入場料又はこれに類する料金等を徴収する場合は、10割相当額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に許可を受けた同日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 66 号

唐津市税条例の一部を改正する条例制定について
唐津市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方税法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市税条例の一部を改正する条例

唐津市税条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 67 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、この条例による改正後の唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

議案第68号

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければならない」の次に「ほか、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

消防ポンプ自動車購入契約締結について

消防ポンプ自動車購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車（1台）購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金51,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 佐賀県唐津市厳木町簀木68番地2
南里ポンプ株式会社唐津営業所
唐津営業所長 野 津 潤 一 郎 |

提案理由 地方自治法第96条第1項第8号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

議案第70号

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止されるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて協議するものとする。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに伴い地方自治法第291条の11の規定により提案するものである。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010012号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 71 号

唐津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市条例第 号

唐津市税条例の一部を改正する条例

唐津市税条例（平成 17 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改

める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」と

いう。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出され

る第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金

- 額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並

びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得

た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額は無いものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額は無いものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第16項を同条第17項とし、同条第15項を同条第16項と

し、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4

年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並び

に附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並び

に附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の唐津市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第5項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(唐津市税徴収等の特例に関する条例の一部改正)

- 6 唐津市税徴収等の特例に関する条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「県民税」を「県民税及び森林環境税」に改める。

附則に次の2項を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の納付税額に関する特例)

- 4 令和6年度分の個人の市民税に限り、各納期に納付すべき税額は、第4条第5項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（この条例による改正後の唐津市税条例附則第7条の5の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を10で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に9を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、各納期の納付額は、第4条第1項に規定する第1期の納期（以下この項及び次項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第4条第1項に規定する第2期の納期（以下この項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、同条第1項に規定する第3期の納期（以

下この項において「第3期納期」という。)、同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)、同条第1項に規定する第5期の納期(以下この項において「第5期納期」という。)、同条第1項に規定する第6期の納期(以下この項において「第6期納期」という。)、同条第1項に規定する第7期の納期(以下この項において「第7期納期」という。)、同条第1項に規定する第8期の納期(以下この項において「第8期納期」という。)、同条第1項に規定する第9期の納期(以下この項において「第9期納期」という。)及び同条第1項に規定する第10期の納期(以下この項において「第10期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期から第10期納期までにおいてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に3を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、各納期の納付額は、第1期納期から第3期納期までにおいてはしないものとし、第4期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に3を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第5期納期から第10期納期までにおいてはその者の分割金額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に3を乗じて得た金額との

- 合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に4を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、各納期の納付額は、第1期納期から第4期納期までにおいては、第1期納期から第4期納期までにおいては、第5期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に4を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第6期納期から第10期納期までにおいてはその者の分割金額とする。
- (6) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に4を乗じて得た金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に5を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、各納期の納付額は、第1期納期から第5期納期までにおいては、第6期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に5を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第7期納期から第10期納期までにおいてはその者の分割金額とする。
- (7) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に5を乗じて得た金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に6を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、各納期の納付額は、第1期納期から第6期納期までにおいては、第7期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に6を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第8期納期から第10期納期までにおいてはその者の分割金額とする。
- (8) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に6を乗じて得た金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に7を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、各納期の納付額は、第1期納期から第7期納期までにおいては、第8期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に7を乗じて得た金額との合計額か

らその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第9期納期及び第10期納期においてはその者の分割金額とする。

(9) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に7を乗じて得た金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に8を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、各納期の納付額は、第1期納期から第8期納期までにおいてははないものとし、第9期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に8を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第10期納期においてはその者の分割金額とする。

(10) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に8を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、各納期の納付額は、第1期納期から第9期納期までにおいてははないものとし、第10期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

5 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から唐津市税条例第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

議案第 72 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のと
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のと
おり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市条例第 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

唐津市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 69 号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中
「29 万円」を「295,000 円」に改め、同項第 3 号中「535,000 円」
を「545,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の唐津市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後
の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税

については、なお従前の例による。

報告第4号

令和5年度唐津市一般会計継続費繰越計算書の報告について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

報告第5号

令和5年度唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						一般財源	
					既収入特定財源		未収入特定財源		源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	円	円		円
3 民生費	1 社会福祉費	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する支援給付金給付事業費	520,000,000	130,700,000	円	円	円	円	円	円	円	
		令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する支援給付金給付事業費	17,001,000	11,945,000								
		地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	15,460,000	15,460,000								
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	17,156,000	17,156,000	15,232,000	1,924,000						
		農業用施設・設備等農業者支援事業補助金	15,351,000	15,045,000			9,027,000			6,018,000		
6 農林水産業費	1 農業費	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費	4,715,000	1,004,000			700,000				304,000	
		農業基盤整備促進事業費	117,815,000	75,111,000			21,335,000	15,700,000	18,169,000		19,907,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
6 農林水産業費	2 上場開発費	農業用排水(基幹水利)施設 管理事業費	69,071,000	60,035,000		47,201,000	5,700,000		7,134,000		
		3 林業費	林道向野線開設事業費	10,319,000	10,319,000		5,600,000	4,700,000	19,000		
			林道橋りょう長寿命化事業費	23,536,000	23,536,000		14,960,000	7,700,000	705,000	171,000	
7 商工費	1 商工費	2024プレミアム付商品券 発行事業費	324,480,000	324,480,000		318,505,000			5,975,000		
		肥前文化会館管理運営費	5,478,000	5,478,000				5,478,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	高畑二号線外道路改良費	54,562,000	54,559,000		30,169,000	21,900,000	943,000	1,547,000		
		唐津駅旭が丘線道路改良費	36,688,000	35,415,000		19,355,000	14,900,000	494,000	666,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
8	2 道路橋りょう費	東町和多田線道路改良費	8,400,000	8,400,000		4,532,000		3,800,000		68,000	
		千々賀石志線道路改良費	73,724,000	73,679,000		35,179,000		36,500,000	2,000,000		
		大野夕日線道路改良費	6,365,000	6,365,000		3,465,000		2,900,000			
		停車場帆柱線道路改良費	6,615,000	6,615,000		3,244,000		3,000,000		371,000	
		星賀納所線道路改良費	10,410,000	6,316,000		3,372,000		2,900,000		44,000	
		柳瀬下門線道路改良費	9,450,000	9,450,000		4,635,000		4,300,000		515,000	
		橋りょう長寿命化事業費	120,000,000	117,065,000		57,246,000		43,800,000		16,019,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装改良費	17,025,000	11,304,000			10,100,000	1,204,000			
		市道朽埤地桑坂線橋りょう撤去費	56,500,000	56,005,000			49,900,000	6,005,000	100,000		
	3 河川費	排水路整備費	80,500,000	71,913,000			71,900,000		13,000		
		河川維持費	11,000,000	10,112,000			10,100,000		12,000		
		急傾斜地崩壊防止事業費	160,200,000	160,200,000			40,000,000	40,050,000	50,000		
		災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業費	50,000,000	50,000,000	25,000,000		2,000,000	2,500,000	5,197,000		
	5 都市計画費	市道明神線無電柱化事業費	53,050,000	47,937,000			32,600,000		3,696,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
8	5 都市計画費	都市公園施設長寿命化事業費	71,526,000	71,526,000		35,610,000		33,300,000		2,616,000	
9	1 消防費	消防ポンプ格納庫建設費	3,575,000	3,575,000						3,520,000	55,000
		防火水槽工事費	9,087,000	9,020,000				9,000,000			20,000
10	4 社会教育費	歴史遺産保存整備事業費	63,560,000	63,560,000		30,383,000				21,024,000	12,153,000
		歴史的町並み保存対策事業費	1,350,000	1,350,000		1,000,000	266,000			84,000	
	5 保健体育費	体育施設整備費	12,870,000	12,870,000				12,800,000			70,000
		唐津市野球場グラウンド改修費	62,876,000	62,876,000						62,876,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	令和5年災害農地・ 農業用施設復旧費	1,067,037,000	1,032,133,000		850,141,000		8,500,000	18,954,000	154,538,000	
		令和5年災害林業施設復旧費	529,000,000	469,093,000		88,260,000	9,846,000	130,900,000		240,087,000	
	2 土施設 災害復旧費	令和5年災害土木施設復旧費	1,205,782,000	993,791,000		656,174,000		213,200,000			124,417,000
令和5年災害土木施設復旧費 (令和3年発生災害)		15,000,000	15,000,000							15,000,000	
	3 商工施設 災害復旧費	令和5年災害観光施設復旧費	12,562,000	12,562,000				12,500,000		62,000	

報告第6号

令和5年度唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により
次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第150条第3項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行 為 額	左 の 内 訳		支出負担 行 為 予 定 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	新唐津市民会館(仮称) 整備 I 期 事 業 費	214,586,679	1,384,679	213,202,000		213,202,000				設計業務において、直近の 著しい建設資材の高騰や労 務単価の高激な上昇に伴う 設計の見直し作業に不測の 日数を要したことにより、年度 内の完了が困難となったた め
3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸籍住民基本台帳 事 務	15,505,600		15,505,600		15,505,600				戸籍等の記載事項に氏名の 振り仮名が追加されることに 伴うシステムの改修にあた り、国の仕様提示に遅れが 生じ、改修内容の確定に不 測の日数を要したことから、 年度内の完了が困難となっ たため。
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農業基盤整備 促進事業費	81,109,469	53,169,469	27,940,000		27,940,000				玉島地区水管橋護岸その2 工事において、令和5年7月 の豪雨により整備予定箇所 に隣接する護岸が被災し、 河川災害復旧事業との施工 調整に不測の日数を要した ことにより、年度内の完了が 困難となったため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	令和4年災害農地・ 農業用施設復旧費 (令和3年発生災)	117,351,700	105,543,000	11,808,700		11,808,700	11,738,373	70,327		日向道路災害復旧工事で は、ブロック構基礎の床掘時 に湧水が確認されたことか ら、排水対策等について国と の変更協議に不測の日数を 要したため、また、白石道路 災害復旧工事では、県の地 すべり対策事業完了後に実 施するものとしていたが、地 すべりの再発に伴う県事業 の遅延により、年度内の完了 が困難となったため
		令和5年災害農地・ 農業用施設復旧費 (令和3年発生災)	67,388,200	46,234,100	21,154,100		21,154,100	21,103,087	51,013		一本道路災害復旧工事で は、工事用使用道路が耕作 の支障となるため着工時期を 遅らせることとなり、また、2 月、3月の降雨により土壌の 含水比が高く盛り盛土工の 施工に不測の日数を要した ことから、年度内の完了が困 難となったため

報告第7号

令和5年度唐津市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源		その他	
						国庫支出金	県支出金		
1 総務費	1 総務管理費	介護施設等整備事業補助金	30,515,000 円	30,515,000 円		30,515,000 円			

報告第8号

令和5年度唐津市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定
により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に要する棚卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金	
1	資本的支出	1 廠木多久共同浄水場電気設備更新	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			353,757,000	179,985,000	179,985,000	179,985,000	19,765,900	160,219,100	160,219,100	61,200,000	89,017,732	10,001,368	
1	資本的支出	1 久里第2浄水場次亜注入設備更新事業	円	円	円	円	円	13,750,000	13,750,000	12,300,000		1,450,000	円
			75,790,000	13,750,000	13,750,000	13,750,000		13,750,000	13,750,000	12,300,000		1,450,000	円

報告第9号

令和5年度唐津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により次の
とおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額を要する資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	久里第2浄水場薬品注入機盤更新工事	13,761,000		13,761,000	11,400,000	2,361,000			世界的な情勢による電子部品等の供給不足に伴い、薬品注入機盤の製作工程が大幅に遅延し、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	蔽木中部中継ポンプ所ほか電気設備更新工事	35,541,000		35,541,000		35,541,000			世界的な情勢による電子部品等の供給不足に伴い、ポンプ制御盤等の製作工程が大幅に遅延し、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	和多田西山地区ほか老朽管改良(5-1)工事	20,942,900		20,942,900	16,700,000	4,242,900			和多田西山地区ほかの老朽管更新に関連した配水管改良工事の入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	東町地区老朽管改良(5-1)工事	17,088,500		17,088,500	9,700,000	7,388,500			東町地区の老朽管更新に関連した配水管改良工事の入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	桜町地区老朽管改良(5-2)工事	15,865,300		15,865,300	12,700,000	3,165,300			桜町地区の老朽管更新に関連した配水管改良工事の入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	和多田天満町1丁目地区ほか舗装復旧(5-1)工事	18,130,200		18,130,200		18,130,200			交通誘導員及び機材の手配調整に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	唐津線鬼塚・唐津間37k065m付近水源池踏切老朽管更新工事負担金	148,106,000	41,000,000	107,106,000	36,300,000	34,440,000	36,366,000		硬質な岩盤の現出により工法の変更等が生じ、切削作業に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの

報告第10号

令和5年度唐津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により次の
とおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額を要する額を棚卸購入限度額以内とする額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	40,172,000		40,172,000			16,206,572	23,965,428			工事支障物の移設に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	6,611,000		6,611,000			3,924,328	2,686,672			工事支障物の移設に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	5,038,000		5,038,000			4,338,690	699,310			入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	10,120,000		10,120,000		9,600,000		520,000			着工前試掘の結果、立坑設置予定箇所が転石交り質土であり、工法変更に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	5,049,000		5,049,000		5,000,000		49,000			令和5年11月にポンプが故障したが、ポンプの製作に時間を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	8,000,000		8,000,000				3,600,000		4,400,000	水処理ポンプの取替に係る配管系統の確認に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越るに要する額を棚卸購入	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	建設改良	唐津市浄水センター濃縮汚泥採取器測定器の取替工事	10,000,000		5,500,000		4,500,000			濃縮汚泥濃度測定器の機種選定に不測の日数を要したため、年度内に事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	建設改良	浜玉浄水センターポンプ取替工事	7,920,000		4,356,000	3,500,000	64,000			世界的な情勢による電子部品等の供給不足に伴い、次亜注入ポンプ取替工事の製作工程が大幅に遅延し、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	建設改良	唐津市浄水センター自家発電設備ほか改築詳細設計業務	22,276,100		11,138,050	11,100,000	38,050			基本設計において機器選定に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	建設改良	北波多浄水センターポンプ改修工事	13,871,000		7,629,000	6,200,000	42,000			施工日程の調整及び主ポンプ取替方法の確定に不測の日数を要したため、年度内に事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	建設改良	北波多浄水センター電気設備改修工事	25,553,000		14,054,150	11,200,000	298,850			詳細設計において非常通報装置の選定に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	建設改良	唐津市浄水センター汚泥ポンプ取替工事	11,896,000		4,758,400	2,300,000	4,837,600			汚泥ポンプの取替に係る配管系統の確認に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に要するの額を棚購入	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	1	唐津市地区(双水・千々賀・湖上地区)最適整備構想策定業務	5,907,000		5,907,000	5,665,000			242,000			県の追加補正予算により、事業計画の再検討を行い、令和6年度当初予算へ計上していた事業を前倒しで実施することとなったもの
1	1	千々賀地区維持管理適正化計画策定業務	8,602,000		8,602,000	8,382,000			220,000			県の追加補正予算により、事業計画の再検討を行い、令和6年度当初予算へ計上していた事業を前倒しで実施することとなったもの

報告第 1 1 号

令和 5 年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越額を要する棚卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				建設改良積立金	過年度損益勘定留保資金	
1	資本的支出	1 対岸大型映像装置 改修	円	円	円	円	円	円	円	建設改良積立金 150,000,000	過年度損益勘定留保資金	円
			800,000,000	150,000,000		150,000,000		150,000,000	150,000,000			

報告第12号

令和5年度唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額を要する資産の額を棚卸入	説明
						事業収益	円			
1 モーターボート競走事業費用	1 営業費用	唐津市モーターボート競走場改修工事	円 5,769,500	円	円 5,769,500	円 5,769,500		円	円	本件工事に係る看板製作において、資材調達と製作に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

